

様式5

国立大学法人島根大学物品・役務等契約監視委員会(第6回)議事概要

開催日及び場所	平成30年7月3日(火) 国立大学法人島根大学 本部棟1階第2会議室	
出席委員	○委員長 千家 充伸 (島根大学 監事) ○委員 中野 俊雄 (島根県行政書士会理事・総務部長 行政書士) 山根 朋洋 (公認会計士)	
審査対象期間	平成29年10月1日 ~ 平成30年3月31日	
個別審査案件	6 件	○議 事 (1) 審査対象案件抽出結果について (2) 審査対象案件の審査について
一般競争入札	5 件	
最低価格方式	5 件	
総合評価方式	件	
指名競争入札	件	
最低価格方式	件	
総合評価方式	件	
随意契約	1 件	
企画競争	件	
公募	件	
競争性のない随意契約	1 件	
不落随意契約	件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	指摘すべき重大な事項は認められない。 その他の意見として7)その他に記載した。	

質問・意見	回答
<p>1) 出雲キャンパス情報ネットワークシステム 【一般競争入札（最低価格方式）】 （医学部会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格について、総額1億5～6千万のシステムを国の参加資格C等級の者でできるのか。C等級でも安ければいいというスタンスなのか。競争原理をはたかせるためにこの条件設定が必要なこともわかるが、入札条件を考える時点でC等級で対応できるかどうか吟味しておくべき。 ・予定価格調書における月額リース料の「基本額」についてどこから算出したものか。 ・新施設ができることは事前にわかっていたはずであるが、変更契約が3月と遅くなった理由は何か。手続きが粗雑になるので余裕をもってやるべき。 ・書類受領者4者から入札者1者に減った理由は何か。応札者が多い方がよいと思うので、減った理由を分析して今後にかすべき。前回も障害対応について同じ条件だったのか。 ・入札参加資格（3）について、リース部分とメンテナンス部分が一緒に書かれている。貸付けができる能力と、メンテナンス体制が整備されていることは、別々に問うべきもので、これを1つの条件にしていることは要検討であり、今後検討しておいてほしい。 ・そもそも最初からリースでの調達が前提であったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根大学契約事務取扱規則第2条第3項に基づき設定したもの。仮にA等級だけとした場合競争性が担保できるかという観点も加味した。 あくまでスイッチ、ハブ等のインフラ系が主であり、仕様書に沿った設定ができればよいのでC等級で対応できるものと考えます。 ・応札者から示されたスイッチ類のメーカー取引価格、仕入価格、他大学での価格を調べ積算した。 ・情報ネットワーク長から正式な文書での依頼が遅れたことにより、3月当初での変更契約になってしまった。 ・仕様書において、障害対応の場合30分以内に対応することという条件があり、地域性があり難しかったのではないかと。今回の条件は前回と同じ条件である。 ・検討する。 ・予算が潤沢ではないため、はじめからリース前提であった。

2) 病院内搬送等請負業務 一式

【一般競争入札（最低価格方式）】

(医学部会計課)

・書類と検体等の病院特有のものが混ざって複雑になり応募しなかった可能性もある。一般のものと病院特有のものをあえて分割することで競合の道を目指すことはできないか等工夫の余地がある。

・搬送業務は他の病院でも委託しているか。市場価格の見積りが応募者のみであれば比べようがない。他の病院における同様の委託業務の参考価格と比べるべきではないか。

・2月26日の仕様書作成から始まり1ヶ月というタイトなスケジュールでやっているが、問題なくまわっているか。

・毎年のことであり大きな変更はないと思われるが、もう少し早めに内諾を得るなど着手できないか。落札できない状況になる恐れもある。

・最終的には各部署からのスケジュールをパズルのように組み合わせて仕様書を作成するので、単純に線引きできない。あらかじめわかっているものはルート化しているが、突発的な業務も発生するため、フリーの要員も置いている。この者には空き時間をスキャナーでの取り込み作業に従事させている等の工夫もしている。

・他の病院でも同様の業務を委託していると思うが調べていない。

・今年度から仕様書の内容を病院長・副病院長会議に2度諮ることとなり、病院長から指示があり仕様書の変更などもあった。事務が何の承認もなしに進めることはできない。

・大きな変更はない。もう少し前倒しして、12月に1度会議にかけて1月中には内諾を得るなどして、2、3週間早めることはできる。

<p>3) LWW Fixed 50+7 外電子ジャーナルおよびデータベース 合計4件の利用</p> <p>【随意契約（競争性のない随意契約）】 （企画部図書情報課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国原価について業者は関係なく、参考見積の差は業者間の手数料の差ということか。 ・外国原価が決まる時点では、選定業者より他の業者が安くなることはないか。競争してくることはありえないか。 ・毎年の契約か。 ・予定価格について、外国原価が確定後に算出しているということであるが、例えば予定価格が下回った場合はもう一度契約し直すことになるのか。 ・複数年契約も考えられるか。 ・手数料率はどのくらいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そうである。 ・3月の時点ではそうである。外国原価が決まっていない11月には発注しないといけないことから、原価の確定前に業者を選定せざるを得ない。 ・基本的には継続するものも多いためそうなる。近年は、部局で選定するものも多いので、数は減らしている。 ・そうなるが、ただし実際は11月頃に発注すると、業者はその時点で外国の出版社に立て替えて支払っているため、実質的には確定したものとなる。 ・業者側から提案されたこともある。中止の可能性が低いものについてはありえるが、極端な値下げはないものと思う。毎年値上げしており、世界的に論文数が増えており編集経費、サーバーの機能改善等経費がかかるというのが業者側の説明である。 ・4件のうち3件のLWWは0.964である。代理店が独占しているものは1.16となっている。
--	--

4) 島根大学川津団地、本庄総合農場排除水及び排水濃度計量検査

【一般競争入札（最低価格方式）】

(財務部施設企画課)

・有害なものを排出していないかの検査をしているのか。

・参考見積価格について業者間でばらつきがあるがなぜか。安ければいいのか。仕様策定でおかしい部分はないか。

・業務が適正かどうかはどうやって判断するのか。

・検査は項目が決まっているか。積算するときは、仕様に基づきされているか。参考見積価格が業者間で約4倍の差があるのはどう考えたらよいか。仕様を満たしていることの確認はできるか。

・「調査基準価格」とは何か。

・落札率99.13%で入札しているが、応札者は予定価格を知ることができるか。

・川津団地については、松江市の下水道につながっており、松江市下水道条例に基づき検査の必要があるものである。併せて水質汚濁汚染防止法に基づき水質検査を実施している。

・前回と同じ業者であり特に問題としなかった。見積りの取り方がよくなかったかもしれない。

・報告書を見るしかない。水質調査をするうえで計量証明機関に登録する必要がある、選定業者も登録されている。

・検査項目、場所等は仕様書で定めている。仕様に沿っているかは報告書で確認している。参考見積価格の差については、2つ前の回答と同様である。

・島根大学契約事務取扱規則第19条第2項第3号による、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を調査基準価格と言う。

・応札者は予定価格は知らない。落札額は前回(3年前)この落札者が出した入札額と同じ価格である。

5) 重油 JIS 1 種 1 号

【一般競争入札（最低価格方式）】

（財務部経理・調達課）

・ 予定価格について、本学の契約実績価格というのは前年度の契約か。

契約金額は相場によって変わってくるということか。変更契約について何かルールがあるのか。

・ 入札説明書の受け取りが 5 者、最終応札したのは 3 者となった理由について聞き取りしているか。

・ なぜ実績価格を除外しているのか。

・ 1 月 22 日入札公告後、入札書等受領期限が 3 月 16 日で 3 月中に契約締結しなければならないにも関わらずタイトなスケジュールになっているがなぜか。

・ 指定する日時・場所に納入できることを何をもって証明されるのか。

・ 単価契約となっているが、例えば供給量を決めておいて、結果的にその線を越えたら〇%引きになるというような契約は考えられないか。

・ 入札参加資格について A 等級～D 等級となっているが、よほど僅少では無い限り、下げる必要はないのではないか。

・ 平成 29 年度契約後、原油価格の変動に伴い変更契約しており、最終の変更契約の価格である。

前月の市場価格と、変更契約しようとする月の市場価格との差額を増減して、業者と協議の上契約している。

・ 3 者が応札したので、他の 2 者について具体的に聴取はしていないが、会社の諸事情があるのではないかと思われる。

・ 実績価格が調査会社による市場価格より著しく安価であったためである。

・ 政府調達のため、公示期間を 50 日以上確保する必要があるためである。市場価格も変動するので、できるだけ年度末ぎりぎりに入札している。

・ 特約店証明書、供給証明書、納入証明書等により証明される。

・ 気候など諸条件により増減することもありうるので予定数量を立てて単価契約をしており、供給量は決められない。

・ 結果的には 3 者が応札したが、地域性なども加味し、規則を最大限に適用した。

<p>6) 島根大学給与計算関係事務及び年末調整事務 【一般競争入札（最低価格方式）】 (財務部経理・調達課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容④「COMPANY」の運用とあるが、具体的には何か。 ・業者側のシステムではなく、本学のシステムを使用する場合は、業者が遠隔操作で作業するという事か。 ・業務内容についてはそんなに特殊性が高くないと思うがなぜ1者なのか疑問である。 ・予定価格作成に当たって、専門性の度合いや地域性を十分考慮したものになっているか。 ・業者は予定価格を知ることができるか。 ・国、国立大学法人、その他の公的機関での業務実績を参加資格として居るが、民間と国立大学法人で違いがあるのか。給与体系は違うがやるべきことは一緒であると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・COMPANY は株式会社ワークスアプリケーションズ製の給与計算システムであり、このシステムを用いた給与計算、バージョンアップに付随する処理、制度変更による設定変更等を行うものである。 ・給与計算は本学に来て行うことになっている。年末調整にかかる書類印刷や、職員への照会等の業務等は業者側で行うことになっており、遠隔操作で作業は行わない。 ・毎回1者しかきていないということで、事前に他の業者に聞いてみたところ、地域性的問題もあり対応できる業者がなかった。 ・市場調査を行い、業務内容を遂行するのに必要な専門性及び地域性を考慮した職種の価格をもとに積算していると考えているが、今後、適切な適用になっているかを改めて検証する。 ・予定価格については業者は知らない。 ・民間については調査していないが、支給日が決まっている重要な業務であることから現実性を担保している。
--	--

7) その他

・島根大学給与計算関係事務及び年末調整事務

過去3年の間に国の機関、国立大学法人、独立行政法人等または地方公共団体において1年以上継続して給与計算を請け負った実績を有することを入札参加資格に定めているため、現実には新規参入するのは非常に困難で、競争原理がはたらいていない。

本学が委託する内容について、専門性の度合いを考慮して予定価格を作成する必要がある。

・島根大学川津団地、本庄総合農場排徐水及び排水濃度計量検査

応札業者からの参考見積価格の間に4倍以上もの開きがあることから、価格の提示を求める際の条件が明確であったかも含め、それぞれの価格の信憑性について分析のうえ、委託業務を遂行するに必要な本来のコストはどれくらいかを検討し、予定価格に反映させる必要がある。